

家庭常備薬等の斡旋について

申込締切日

7/31(金)

組合員とご家族の皆様の疾病予防、健康保持増進の一助として「家庭常備薬の特価斡旋」を下記の要領にて実施いたします。病院へ行くほどでもない軽い病気や外傷の備えとして、又、予防衛生の細菌からウイルスまで殺菌・消毒対策に、是非この機会をご利用戴けますようご案内申し上げます。

申込の流れ

医薬品お申込みの方は、一般社団法人東京都食品福利共済会のホームページ<http://ts-kyousai.org>より中央化学産業株式会社のホームページにリンクして斡旋常備薬添付書類で医薬品の症状の注意などを確認してください。

1 22ページの申込書に商品数・金額・住所・氏名等をご記入のうえ、キリトリ線で切り取り、職場の担当者にお渡しください。

2 各事業所(支店・営業所ごと)で取りまとめて、下記取扱い業者へ直接お申込ください。集計等は不要です。
※お申込金額が4,000円未満の場合は、送料600円を申し受けます。

3 申込書到着後約2週間で、申込書ごとに袋詰めをして、事業所(支店・営業所ごと)にお届けいたします。

●商品開封後の返品は、一切できませんのでご了承ください。●「お客様都合」による返品・交換の送料は、お客様のご負担となりますのでご了承ください。●予告なく都合により容量・パッケージ等の変更がありますので、ご了承ください。

支払い方法

お支払いはコンビニ支払用紙を同封します。銀行振込ご希望の方は請求書を添付します。納品の際、コンビニ振替用紙(手数料無料)を同封いたしますので、事業所単位(支店・営業所ごと)で取りまとめのうえ、商品到着後2週間以内にお振込みください。

お申込み・問合せ先 (取扱業者)

中央化学産業株式会社
担当 鈴木

〒113-0033 東京都文京区本郷3-5-9
TEL 03(3814)0241 フリーダイヤルFAX 0120(993)997
[一般販売業・許可番号] 第0305090281 管理薬剤師：近藤哲也

事業所取りまとめができない場合は個人でお申込もできます。
お申込方法は下記「任意継続被保険者の方へ」と同じになります。

「任意継続被保険者の方へ」

下記取扱い業者へフリーダイヤルFAX 0120(993)997にて、直接お申込ください。なお、お申込金額が4,000円未満の場合は、送料600円を申し受けます。申込書到着後約2週間でご記入いただいた住所に直接お届けいたします。納品の際、コンビニ振替用紙(手数料無料)を同封しますのでお振込みください。

●医薬品の販売について

- 一部の医薬品については、医薬品・医療機器等法により1回のご購入数量を制限させていただいております。(適正な使用のために必要と認められる数量に限り販売いたします)
- 医薬品のご購入にあたっては、効能・効果、成分内容等を必ずご確認くださいようお願い申し上げます。
- 医薬品のご使用にあたっては、必ず用法・容量をご確認ください。
- 医薬品のご使用については、商品の外箱に記載または箱の中に添付されている「使用上の注意」を必ずお読みください。
- アレルギー体質または過去に医薬品でアレルギーを起こしたことがある方は、弊社薬剤師がご相談に応じます。
- 現在妊娠中の方、または妊娠の可能性のある方はかかりつけの医師にご相談ください。
- 医薬品販売記録を作成するためなど、医薬品・医療機器等法その他法令、ガイドラインに従って個人情報を利用します。

●管理及び運営に関する事項

許可区分	店舗販売業
店舗販売業の名称	中央化学産業株式会社
店舗の所在地	〒113-0033 東京都文京区本郷3-5-9 2階 TEL 03-3814-0241 FAX 03-3814-0249
許可番号	2023文生第913号(有効期限:令和5年12月7日～令和11年12月6日)
実店舗営業時間	月～金 9:00～17:30(祝日・年末年始・夏季休暇・冬期休暇・GWを除く)
店舗管理者の氏名	近藤哲也(管理薬剤師)
取り扱う一般用医薬品の区分	指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品

【濫用等のおそれのある医薬品に関して】

●濫用等のおそれのある医薬品(成分)エフェドリン、プロモバレリル尿素、コデイン、ブソイドエフェドリン、ジヒドロコデイン、メチルエフェドリン5月より、デキストロメトラン、ジフェンヒドラミンを含む医薬品は薬機法の規定により以下の①～③全てに該当する方のみご購入いただけます。
①該当医薬品の購入者が18歳以上である
②現在当該医薬品を他の薬局等で購入していない
③当該医薬品の購入は各成分ごとに1個
●同一成分の医薬品を複数ご購入を希望する場合は、家族等複数人で使用される場合に限られます。なお、当該医薬品を重複してご購入される場合には、弊社薬剤師あるいは登録販売者から使用の理由について問い合わせをさせていただきますので、ご了承ください。

●要指導医薬品及び一般用医薬品販売制度に関する事項

要指導医薬品	要指導医薬品は、一般用医薬品や医療用医薬品とは別の区分の医薬品になります。以下の医薬品から厚生労働大臣が指定します。 1)安全性(有効性)について、一定期間調査することが決められたもののうち、その期間が終了していないもの 2)毒薬、劇薬に該当するもの
第1類医薬品	一般用医薬品としての使用経験が少ないものや副作用、相互作用などの項目で安全性上、特に注意を要するもの。
第2類医薬品	副作用、相互作用などの項目で安全性上、注意を要するもの。またこの中で、特に注意を要するものを「指定第2類医薬品」(「第2類医薬品」と表記)とする。
第3類医薬品	副作用、相互作用などの項目で安全性上、多少の注意を要するもの。
医薬部外品	人体に対する作用が緩和なもので、一部の歯磨き、育毛剤、制汗剤、ドリンク剤、保健薬、うがい薬などがあります。特に医薬品から移行された物を「指定医薬部外品」と呼びます。

●医薬品による健康被害救済制度に関する事項

健康被害救済制度	独立行政法人医薬品医療機器総合機構は医薬品、生物由来製品による健康被害の救済に取り組んでいます。
救済制度相談窓口	●電話：0120-149-931(フリーダイヤル 相談受付 9:00～17:30) ●電子メール：kyufu@pmda.go.jp

●特定販売に関する事項

		現在勤務している薬剤師または登録販売者の氏名及び担当業務 店舗の営業時間および特定販売を行う時間 特定販売を行う医薬品の使用期限	薬剤師：近藤哲也(薬事相談、医薬品販売に係る業務) 登録販売者：奥村克明(医薬品販売に係る業務) 月曜日～金曜日 9:00～17:30(祝日・年末年始等を除く) ※特定販売のみを行う時間はございません。 一般用医薬品は、使用期限1年以上の商品を販売いたします。
---	---	--	--

※詳細情報は、委託業者：中央化学産業株式会社ホームページ(URL <https://www.chuou-kagaku.com>)をご参照ください。